## ○久喜市空き店舗活用創業等支援事業補助金交付要綱

平成28年2月15日 告示第49号

(趣旨)

- 第1条 この告示は、市内における商工業の活性化を図るため、市内の空き店舗を利用して創業する者に対して、予算の範囲内において久喜市空き店舗活用創業等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の補助金の交付については、久喜市補助金等の交付に関する規則(平成 22年久喜市規則第59号)に定めるもののほか、この告示に定めるところに よる。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定める ところによる。
  - (1) 創業者 次に掲げるいずれかの要件を満たす者をいう。
    - ア 事業を営んでいない個人又は当該個人が新たに設立する会社(会社法(平成17年法律第86号)上の株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)又は設立する予定の会社であって、所得税法(昭和40年法律第33号)第299条に規定する開業の届出により新たに事業を開始するもの又は開始予定のもののうち、次に掲げるいずれの要件も満たすもの
      - (ア) 空き店舗を活用して事業を行うもの
      - (イ) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第31項に規定する特定創業支援等事業であって同法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載されたもの(以下「特定創業支援等事業」という。)による支援を受けているもの
    - イ 既存事業者のうち空き店舗を活用して新たな分野への事業展開を行う又

は行う予定のものであって、特定創業支援等事業による支援を受けている もの

- (2) 空き店舗 次に掲げる要件の全てを満たす施設をいう。
  - ア 過去に店舗として営業されていた施設で、1箇月以上営業が行われてい ないもの。ただし、集合住宅内の住宅部分は除く。
  - イ 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)の対象となる施設内 のテナント型店舗物件でないもの
  - ウ 店舗又は事務所を有している建物。ただし、同一の建物に住宅部分を有 する場合は、住宅部分と店舗・事務所部分が明確に分離されているものに 限る。

(補助対象事業)

- 第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、創業者の行う事業であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。
  - (1) 創業後2年以上継続して行うもの
  - (2) 1週間のうち4日以上営業を行う予定であるもの
  - (3) 1日5時間以上営業を行う予定であるもの
  - (4) 事業を行うにあたり、必要な許可を受けている、又は受けられる見込 みであるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象としない。
  - (1) 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第4条第5項に定 める連鎖化事業
  - (2) 大規模小売店舗立地法の対象となる施設及び当該施設内のテナント型店舗に係るもの
  - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律 第122号)第2条に定める風俗営業であるもの
  - (4) 補助金の交付申請年度前に開始しているもの

- (5) 申請した年度内に開始しないもの
- (6) その他市長が不適切と認めるもの

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、創業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
  - (1) 市内で開業、会社の設立又は新規事業を行うこと。
  - (2) 補助金交付決定年度内に開業又は設立を完了すること(既存事業者を除く。)。
  - (3) 市町村民税等の滞納がないこと。
  - (4) 資格や許認可を必要とする業種の場合、事業開始までに当該資格等を 有する見込みであること。
  - (5) 過去5年以内に国、県、市等から同種の補助金の交付を受けていないこと。
  - (6) 外国人にあっては、日本国内において就労が認められる在留資格を有すること。
  - (7) 法人にあっては、法人登記が市内にされていること。
  - (8) 久喜市商工会が実施する創業塾の受講やワンストップ窓口の継続相談を受けていて、久喜市特定創業支援者証明書の交付がされる見込みであること。
  - (9) 久喜市商工会の会員であること又は会員となる見込みであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としない。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団に関係する者
  - (2) 空き店舗の所有者若しくは当該所有者の3親等以内の親族又はそれら の者と生計を一にする者

(補助対象事業に係る施工業者)

第5条 補助対象事業に係る改修等を行う場合の施工業者は、市内に事業所を有する業者とする。ただし、特殊な内外装工事等で市内の事業所では施工できない場合は、この限りではない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に係る経費のうち別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で市長が定める額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、100万円を限度とする。

(交付の申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期間内に空き店舗活 用創業等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、 市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 個人にあっては、住民票の写し、法人にあっては、登記事項証明書の写し(発行から3箇月以内のもの)
  - (4) 賃貸借契約書の写しその他の当該空き店舗の使用の権原を確認できる
  - (5) 見積書等補助対象経費を確認できる書類の写し
  - (6) 改修工事等をする場合にあっては、施工前の店舗の外観及び店舗内の 写真
  - (7) 現地案内図
  - (8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

- 第9条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助 金の交付の可否を決定し、空き店舗活用創業等支援事業補助金交付決定通知書 (様式第2号)又は空き店舗活用創業等支援事業補助金不交付決定通知書(様 式第3号)により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の目的を達成するために必要があるときは条件を付すことができる。

(事業変更の承認申請)

- 第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が、第8条の規定による申請の内容を変更するときは、変更しようとする日の1箇月前までに、空き店舗活用創業等支援事業補助金事業変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに審査し、適当と認めるときは、 空き店舗活用創業等支援事業補助金事業変更承認通知書(様式第5号)により、 通知するものとする。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、事業計画に基づき補助事業を開始し、補助対象経費の 支払完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた 会計年度末日のいずれか早い日までに、空き店舗活用創業等支援事業補助金実 績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければなら ない。
  - (1) 補助対象経費に係る契約書及び領収書の写し
  - (2) 改修工事等施工後の店舗内及び店舗外観の写真
  - (3) 作成したポスター、ちらし等の成果物
  - (4) 個人開業又は会社等の設立が確認できる書類
  - (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、補助事業者から前条の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る事業内容が補助金の交付決定の内容と適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、空き店舗活用創業等支援事業補助金額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、空き店舗活用 創業等支援事業補助金交付請求書(様式第8号)により、市長に対し補助金の 交付を請求するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該補助事業者に 補助金を交付するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第14条 事業を中止又は廃止しようとする補助事業者は、速やかにその理由及び状況その他必要な事項について、空き店舗活用創業等支援事業補助金事業廃止等届出書(様式第9号)により市長へ届け出なければならない。

(交付決定の取消し)

- 第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、 補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。
  - (1) この告示の規定に違反したとき。
  - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (4) 事業を継続して2年以上行わなかったとき。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
    - ア 補助事業者が死亡したこと又は身体機能の一部を失ったことにより事業 の継続ができない場合

- イ 天変地異等により事業の継続が困難である場合
- ウ その他事業を継続できないことがやむを得ないものと市長が認める場合
- (5) 第10条の規定による申請があった変更後の事業内容について、補助 金の交付の目的を達成することができないと市長が認める場合
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業者に対し、空き店舗活用創業等支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(補助金の返環)

第16条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に 補助金が交付されているときは、空き店舗活用創業等支援事業補助金返還命令 書(様式第11号)により期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支、事業の遂行状況及び経理 の状況を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備し、かつ、これらの書類等を 補助事業の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しておか なければならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月30日告示第157号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表(第6条関係)

区分	細区分
賃借料	補助金交付決定年度内の店舗及び事務所の賃借に係る費用

	(住宅部分を有する店舗及び事務所物件においては、店舗及び事
	務所専用部分に係る費用に限る。)
改修等経費	空き店舗の内装及び外装の改修工事に係る費用
	(住宅部分を有する店舗及び事務所物件においては、住宅部分と
	店舗及び事務所部分を明確に区分するための工事に係る費用を
	含む。)
広報費	・ポスター、チラシ等の印刷及び配布に係る費用
	・新聞、雑誌等への広告に係る費用
	・ホームページの製作に係る費用
	・看板の作成及び設置に係る費用
	・その他新規事業の開始に係る宣伝費用として市長が認める費用